

令和 3 年 度

定期監査等結果報告書

( 市 民 課 )

豊前市監査委員

## 1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

## 2. 監査等の種類

定期監査

## 3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 市民課

(2) 範囲 令和3年4月1日から令和3年10月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

## 4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

## 5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

## 6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和3年12月20日

イ. 講 評 令和4年 1月 7日

(3) 期 間 令和3年12月1日 ～ 令和4年1月7日まで

## 7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1. 国民健康保険高額療養資金貸付基金について

国民健康保険高額療養資金貸付基金については、昭和 54 年度より市民の保健を向上させ、もって福祉の増進を図るため基金が設置された。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費の支払が困難と認められる者の世帯主に対して貸付を行ってきたが、「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の制度が創設されて以降、貸付の実績は減少していき平成 21 年度より貸付はなされていない。

国民健康保険運営協議会などで国民健康保険高額療養資金貸付基金による貸付制度の必要性について基金条例の廃止も視野に検討されたい。

### 2. 年次休暇の取得について

年次休暇の取得が極端に少ない職員が見受けられる。新規業務の増加により取得が容易でなかったことは理解できるが、心身の健康保持のため取得ができる体制を構築されたい。